

監査報告書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査グループその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、シンガポール支店及び2海外事務所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上のようにして、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従って会社の状況を正しく示しているも

のと認めます。温室効果ガス排出削減に向けた各国のエネルギー政策の動向及び世界的な新型コロナウイルスの感染拡大等の事業運営に影響を与える外部環境変化の状況把握と対応方針の共有が随時なされているものと認めます。事業環境の大きな変動が不可避であることから、継続して的確な対応がとられるように注視して参ります。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

内部統制システムの構築と運用の強化・徹底について、昨年度に引き続き継続的なリスク管理体制の整備の改善努力を進めていることを確認しました。なお、事業報告に記載の、当事業年度に発覚した外国債券の運用及び保険料の誤徴収に係る法令違反事案については、外部弁護士で構成される調査委員会による調査報告を受けて、法令遵守体制の一層の強化に向けた再発防止策の策定等、必要な対応が進められていることを監査役会として認識しております。今後の法令遵守の徹底に向けた対策の実施状況を注視するとともに、統合的リスク管理に関しては管理方針の策定、各種リスクの精緻化及びリスク管理状況のモニタリング体制構築に向けた実行段階にあり、当社を取り巻く事業環境の変化を踏まえながら、統合的リスク管理体制の確立ならびに的確な運用に向けた対応を注視して参ります。一昨年度に判明した、当社の次期貿易保険システム入札に係る不正事案に関しては、システム部門の体制強化等の再発防止策の着実な実施状況等を、監査役会として適宜、重要な会議の場で確認しております。今後とも、システム開発管理全般について継続的に注視して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月26日

株式会社日本貿易保険 監査役会

常勤監査役

中村 恵司



社外監査役

大塚 章男

社外監査役

松井 智予